



松政第105号  
令和5年3月24日

松原市監査委員 川西 修 様  
松原市監査委員 鍋谷 悟 様

松原市長 澤井 宏文



### 令和4年度実施定期監査結果に基づく措置について（通知）

令和5年2月24日付け松監第48号にて報告のありました令和4年度実施定期監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

別紙様式

監査対象部署	消防本部予防課
監査の結果	講じた措置及び対応状況
<p>① 危険物による事故の対応については、その事故の原因となるものによって、松原市火薬類取締法関係事故措置要領、松原市高圧ガス保安法関係事故措置要領、松原市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係事故措置要領をそれぞれ定めている。</p> <p>しかし、危険物による死亡事故が発生した場合の対応について要領ごとに連絡先が違うことや、高圧ガスによる事故の場合についてのみ報告書が必要となっているなど事故対応に関する事務が統一されておらず、緊急時の対応にあっては、連絡先や連絡方法が統一化していることが望ましいと考えられるため、事務の改善を求める。</p>	<p>火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係の事故対応について、実務上は、連絡先及び連絡方法を統一して実施しているところです。</p> <p>指摘事項につきましては、実務に合わせ、松原市火薬類取締法関係事故措置要領、松原市高圧ガス保安法関係事故措置要領及び松原市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係事故措置要領を、今年度末までに改正し、緊急時の連絡先を消防長及び消防保安課に、緊急時の連絡方法を電話等に統一いたします。</p>
<p>② 消防相談処理簿において、担当が市民等より相談を受けて、現地調査を行うなどの対応をした日時の記載がないものが見受けられた。重要な案件や至急対応が必要な場合などは、日時が重要な意味を持つことから、後で相談の日時等を確認できる様式にするなど工夫をされたい。</p> <p>また、相談内容により、決裁区分を明確化する基準等を作成されたい。</p>	<p>指摘事項につきまして、定期監査の実施日の翌日に、相談後の対応等が適切になさるよう消防相談処理簿に日付等必要な情報を記載した様式を定めました。</p> <p>また、同日に、消防相談処理簿の供覧に係る決裁区分は、「松原市消防本部及び消防署事務決裁規程」に基づき予防課長専決事項とし、予防課長が適宜消防長と情報共有しています。</p>
<p>③ 建物を新築や増築する際、建築確認の前に、建築計画の消防上の問題点や消防設備や建築物の防火に関する法令に問題がないことを確認した上で建築に同意する消防同意について、消防法第7条には、同意を求められてから7日以内に同意することになっているが、申請に修正点や問題点があることで、申請があってから7日以内に同意を出すことができない場合の対応として、消防同意審査書の備考欄に、修正や指導をした日時を記録するように改善されたい。</p>	<p>消防同意に係る申請書の不備等により同意期間（7日以内）に消防同意ができない場合、当該不備等が補正されるまでの間は、同意期間から除かれることとなっており、同意期間内に消防同意をしているところです。</p> <p>指摘事項につきましては、定期監査の実施日の翌日より、消防同意審査書の備考欄に不備等の修正及び指導した日を記録し、当該不備等の補正に要した期間を明確にすることとしました。</p>



松教政第196-1号  
令和5年3月28日

松原市監査委員 川西 修 様  
松原市監査委員 鍋谷 悟 様

松原市教育長 美濃 亮



#### 令和4年度実施定期監査結果に対する改善措置の通知について

令和5年2月24日付松監第48号にて報告のあった令和4年度実施定期監査結果について、別紙の通り改善措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により、通知します。

監査対象部課	地域教育課
監査の結果	講じた措置及び対応状況
<p>・松原市立学校施設開放事業実施規則に基づき、小中学校の運動場や体育館等の施設開放を実施しており、使用者は使用に際して、同規則第5条に基づいて使用申請し、事前に許可を求めることとなっている。</p> <p>まず、小学校施設開放事業については、校区ごとに運営委員会を設置し、使用許可等に係る管理について業務委託契約を行っており、1年間の業務完了報告書を年度末に地域教育課へ提出することとなっているが、提出された報告書において、必要事項が記載されていないもの、年間延べ利用回数、利用人数等の記載方法が統一されていないものなど不明瞭な書類が見受けられた。</p> <p>次に中学校施設開放事業については、使用前に使用者が提出する使用許可申請書において、使用日時を過ぎた受付、受付後に使用日を訂正したものが見受けられた。また小中学校ともに使用後の施設の状態等の確認をどのように行っているのかについて明確な回答が得られなかったことから、施設使用後の確認や利用者の入退出の時間の把握を行うよう努められたい。</p> <p>今後は、書類を受け付ける際に記載事項の確認を徹底されるとともに、所属内で書類を確認した日時を記録するなど工夫されたい。</p>	<p>・小学校施設開放事業における業務完了報告書につきまして、令和5年3月に小学校施設開放運営委員会全体会議を開催の上、各委員長に出席していただき、必要事項の記入と年間延べ利用回数、利用人数等記載方法の説明、指導を行いました。今後も適正に事務処理を行ってまいります。</p> <p>中学校施設開放事業につきまして、使用者には、事前に使用許可申請書を提出し許可を求めるよう指導してまいります。また申請受付の際、申請書の記載事項の確認を行い、書類の照合等、適正に事務処理を行ってまいります。</p> <p>小中学校の使用後の施設状態等の確認につきまして、各施設利用団体から消灯・施錠等施設状況に係る報告、施設利用の入退出時間の報告をしていただくよう措置を講じてまいります。</p> <p>書類受付の際には、日付印押印の上、確認時刻を記載することで経過がわかるよう記録し、記載内容確認が疎かにならないよう図ってまいります。</p>

<p>・家庭教育支援事業などの謝金が実施日から3ヶ月以上経過してから支払われているものが見受けられた。</p> <p>今後は、請求書が提出された後、早期に支出処理を行うことを徹底されたい。</p>	<p>・家庭教育支援事業などの謝金が3ヶ月以上経過してから支払われている件について、早急に毎月実施される校長会・教頭会にて周知・指導を行いました。今後も校長会・教頭会で定期的に指導を行い、適正に事務処理を行ってまいります。</p> <p>また、学期末等には校務メールなどでも未処理の請求書の処理を行うように措置を講じてまいります。</p>
--	---

監査対象校	松原市立松原中学校	
監査の結果	講じた措置及び対応状況	
・管理職が時間外勤務の状況を把握するよう改められたい。	・勤怠管理については勤務時間管理簿、開錠施錠記録簿等により報告管理を行っているところです。本人や周りの教職員からも状況を詳しく聴取し時間外勤務の状況把握に努め改善してまいります。	
・今後においても安全管理に努め、酒気帯び運転等の法令違反をしないことを改めて教員及び職員に周知徹底されたい。	・教職員の綱紀の保持、服務規律や法令遵守について、折に触れ、周知徹底しているところです。今後も引き続き、周知徹底に努めてまいります。	
・理科実験用の薬品庫及び理科準備室の鍵や薬品使用については、より適切な管理を行うため、教頭だけでなく複数人で管理するよう努められたい。	・理科準備室の薬品庫や準備室の鍵、使用量の管理の徹底のため、教頭だけではなく校長も行うようにし、複数でのチェックができるようにしました。	

監査対象校	松原市立松原南小学校	
監査の結果	講じた措置及び対応状況	
・管理職が時間外勤務の状況を把握するよう改められたい。	・個々の教職員の勤怠管理については、別途、勤務時間管理簿により、報告を受けているところです。そのうえで、対応に困っていたり時間がかかりすぎたりしている場合には、本人や周りの教職員から、詳しく聴取し改善してまいります。	
・今後においても安全管理に努め、酒気帯び運転等の法令違反をしないことを改めて教員及び職員に周知徹底されたい。	・教育公務員としての服務規律、法令順守については、折に触れ、周知徹底しているところです。引き続き、周知に努めてまいります。	
・理科実験用の薬品庫及び理科準備室の鍵や薬品使用については、より適切な管理を行うため、教頭だけでなく複数人で管理するよう努められたい。	・複数でのチェックを徹底するために、担当教員の持ち出しのチェックは教頭が、教頭の持ち出しのチェックは校長が行うようにしました。	